

県産農林水産物学校給食利用促進事業実施要領

第1 事業の趣旨

次代を担う児童・生徒等や学校等関係者に地域で収穫された身近な食材に接する機会を提供し、食と「農」への理解を深め、県産県消への意識を醸成するとともに、学校等での給食における県産農林水産物使用割合の向上を図る。

第2 事業の委託先及び募集方法

知事は、効果的かつ円滑な推進を図るため、公募により事業実施者を募集し、適当と認める者に対して委託するものとする。

第3 事業の内容

本事業では、生産者は学校等（小・中学校、幼稚園・保育園・認定こども園）と連携し、児童・生徒等や学校等関係者の食と「農」への理解醸成と学校給食での兵庫県認証食品をはじめとした県産農林水産物の利用促進に寄与するために、次の活動を実施するものとする。

ただし、(1)～(3)などの食育活動と、(4)または(5)などの食材供給の両方を併せて実施することとし、事業目的に合致する限りにおいて、(1)～(5)以外の活動も実施することができる。

(1)	本県の農林水産業や農林水産物に関する学校等での出前授業の実施	食育活動
(2)	栄養教諭等を対象とした産地学習会の実施	
(3)	ほ場等での作業体験や工場等での加工体験の受け入れ	
(4)	学校等向け県産農林水産物の供給	食材供給
(5)	学校等向け県産農林水産物の供給のための体制づくり	
(6)	その他、本事業の目的に合致する活動	

第4 実施団体

実施団体は、兵庫県内に所在する次の団体・者から公募し、決定する。

- (1) 農業協同組合
- (2) 漁業協同組合
- (3) 農地所有適格法人
- (4) 農業者の組織するグループ
- (5) 認定農業者
- (6) その他、事業を遂行する能力を有していると認められる者

第5 必須要件

- (1) 食育活動に加えて、学校等向けに県産農林水産物を供給する取組であること。
なお、学校等向け供給とは、給食での使用や調理実習での利用等を言う。
- (2) 連携する学校等を確保し、事業実施にあたり自ら必要な調整を行うこと。
- (3) 実施内容は、既存の取組のみではなく、本事業を契機として新たに取り組む内容を含むこと。

第6 委託期間

契約の日から事業を実施した年度の1月末日を期限として、委託契約で定める日までとする。

第7 委託金額

委託金額は1件あたり250,000円以内とし、予算の範囲内で採択する。

第8 事業の実施

委託を受けようとする者は、様式1により事業計画書を作成の上、所定の期日までに次の書類を添えて知事あてに提出するものとする。

- (1) 収支予算書(様式2)
- (2) 応募団体(者)の概要が分かる資料(定款、規約、組織図、名簿、活動報告等)
- (3) その他、必要と認められるもの

第9 対象経費

- (1) 学校等と連携した食育活動や、学校等向けに県産農林水産物を供給するための活動実施に要する経費【人件費、謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料】
- (2) その他、事業実施のために知事が適当と判断する経費

第10 対象外経費

- (1) 団体の運営維持のために要する経費
- (2) 工事費
- (3) 飲食に要する経費
- (4) 領収書がない等の使途不明経費
- (5) その他、知事が不相当と判断する経費

第11 事業計画の審査

- (1) 知事は、提出された事業計画書について、事業の必要性や期待される効果、遂行能力等を考慮して審査を行う。
- (2) 知事は、審査の結果、委託を受けようとする者に事業計画書の修正を求めたり条件を付すことができるものとする。
- (3) 知事は、採択の可否に関わらず、応募者に結果を通知する。

第12 委託の契約

知事は、事業計画書等の内容を確認のうえ、委託契約を締結できると判断する場合は、様式3により請書を作成し、委託契約を締結する。

第13 再委託の禁止

委託を受けようとする者は、委託事業を第三者に委託することはできない。

ただし、委託事業の一部を第三者に再委託することにより、委託事業の効果が増大すると考えられる場合には、知事と協議のうえ委託事業の一部を再委託することができる。

第14 内容の変更等

- (1) 受託者は、事業計画の内容を変更する必要がある場合には、速やかに知事に報告すること。
- (2) 知事は、報告内容を勘案し、必要に応じて、変更計画書の提出を求めることができる。
- (3) 提出を求められた受託者は、第8の規定に準じて変更計画書を提出し、知事

の承諾を得るものとする。

第 15 実績報告

受託者は、委託事業が完了したときは、完了後 1 か月を経過する日までに、様式 4 により実績報告書に下記の書類を添えて知事に提出する。

なお、知事は、実績報告書を、事業の普及啓発のための広報に用いることができる。

- (1) 収支決算書（様式 5）
- (2) 領収書（使途が確認できるもの）
- (3) 活動の様子が分かる写真
- (4) その他、必要と認められるもの

第 16 委託料の支払

- (1) 知事は、提出された実績報告書を精査し、適正に事業が実施されていると認められる場合に、委託料を支払う。
- (2) 委託料の支払いは、事業完了後、受託者が提出する請求書（様式 6）により精算払することを原則とする。
- (3) 知事が必要と認めたときは、前金払をすることができるが、実績に基づき精算する。
- (4) 委託料は、千円未満を切り捨て支払うものとする。

第 17 委託金額の変更

適正な事業執行が認められない場合、知事は委託金額を変更することができるものとする。

第 18 その他

- (1) この事業に係る事務は、兵庫県農林水産部流通戦略課において処理する。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 応募に係る一切の経費は、応募団体の負担とする。
- (4) 虚偽の内容に基づく応募やその他の不正行為があった場合には、委託料の支払い後であっても、返還を命じるものとする。
- (5) この事業を実施するうえで生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、受託者の責任で対処するものとする。
- (6) この要領に定めのない事項については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 27 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 3 月 7 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 3 月 7 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 10 月 27 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。